

○内閣府
財務省 令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第五条第一項の規定に基づき、内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年 内閣府
財務省 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。</p> <p>別表第三(第八条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律(平成八 年法律第九十五号)</td> <td style="text-align: center;">第四百十條第二項、第四百二十八條第二項、第四百七十九條第二項、第五百二十條第二項及び第五百三十六條第二項</td> </tr> </table>	〔略〕		金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律(平成八 年法律第九十五号)	第四百十條第二項、第四百二十八條第二項、第四百七十九條第二項、第五百二十條第二項及び第五百三十六條第二項
〔略〕					
金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律(平成八 年法律第九十五号)	第四百十條第二項、第四百二十八條第二項、第四百七十九條第二項、第五百二十條第二項及び第五百三十六條第二項				
改正前	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。</p> <p>別表第三(第八条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">〔同上〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔項を加える。〕</td> <td></td> </tr> </table>	〔同上〕		〔項を加える。〕	
〔同上〕					
〔項を加える。〕					

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。